給与支払報告書提出義務者　各位

伊豆市市民部　税務課長

令和９年度（令和８年分）給与支払報告書の提出について（依頼）

日頃より、当市の税務行政について、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、以下のとおり関係書類を送付いたします。
税務署からの『令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』の説明と以下の事項に留意し作成の上、**令和９年２月１日（地方税法第 317 条の６）までにご提出ください。**

ただし、事務処理の都合上、令和９年１月 15 日（金）までの提出にご協力をお願いします。

１　送付書類

・給与支払報告書（総括表）
・個人住民税の普通徴収への切替理由書
※給与支払報告書（個人別明細書）の手書き用紙が必要な場合は、本庁税務課又は、各支所で配布しています。
※給与支払報告書を eLTAX で提出された場合は、次年度以降は本書類を送付しません。

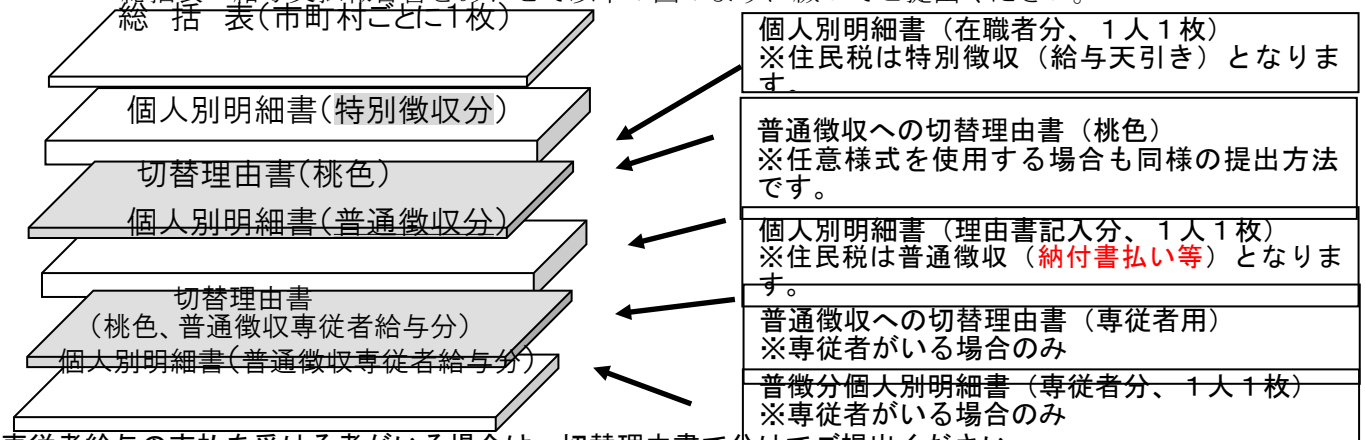
２　総括表・給与支払報告書の提出先及び期限について

(1)　役員・従業員・アルバイト・パート・専従者給与を問わず令和８年中（令和８年１月～12 月）に給与の支払いを受けた方（途中退職者を含む）の『**給与支払報告書**』をご提出ください。
※記入例については、次ページ以降をご確認ください。

(2)　普通徴収として取り扱うべき給与受給者がいる場合は『切替理由書』もあわせてご提出ください。
※普通徴収となる対象者は『切替理由書』に記載された理由のみが対象となります。

(3)　提出先は、給与の支払いを受けた方の**「令和９年１月１日現在における住所地（住民登録地）」の市区町村に対し、令和９年２月１日まで【期限厳守】に郵便・eLTAX 又は直接税務課までご提出ください（地方税法第 317 条の６）。**

(4)　提出書類及び給与支払報告書提出時の綴り順
総括表・給与支払報告書とあわせて以下の図のように綴ってご提出ください。



※専従者給与の支払を受ける者がいる場合は、切替理由書で分けてご提出ください。

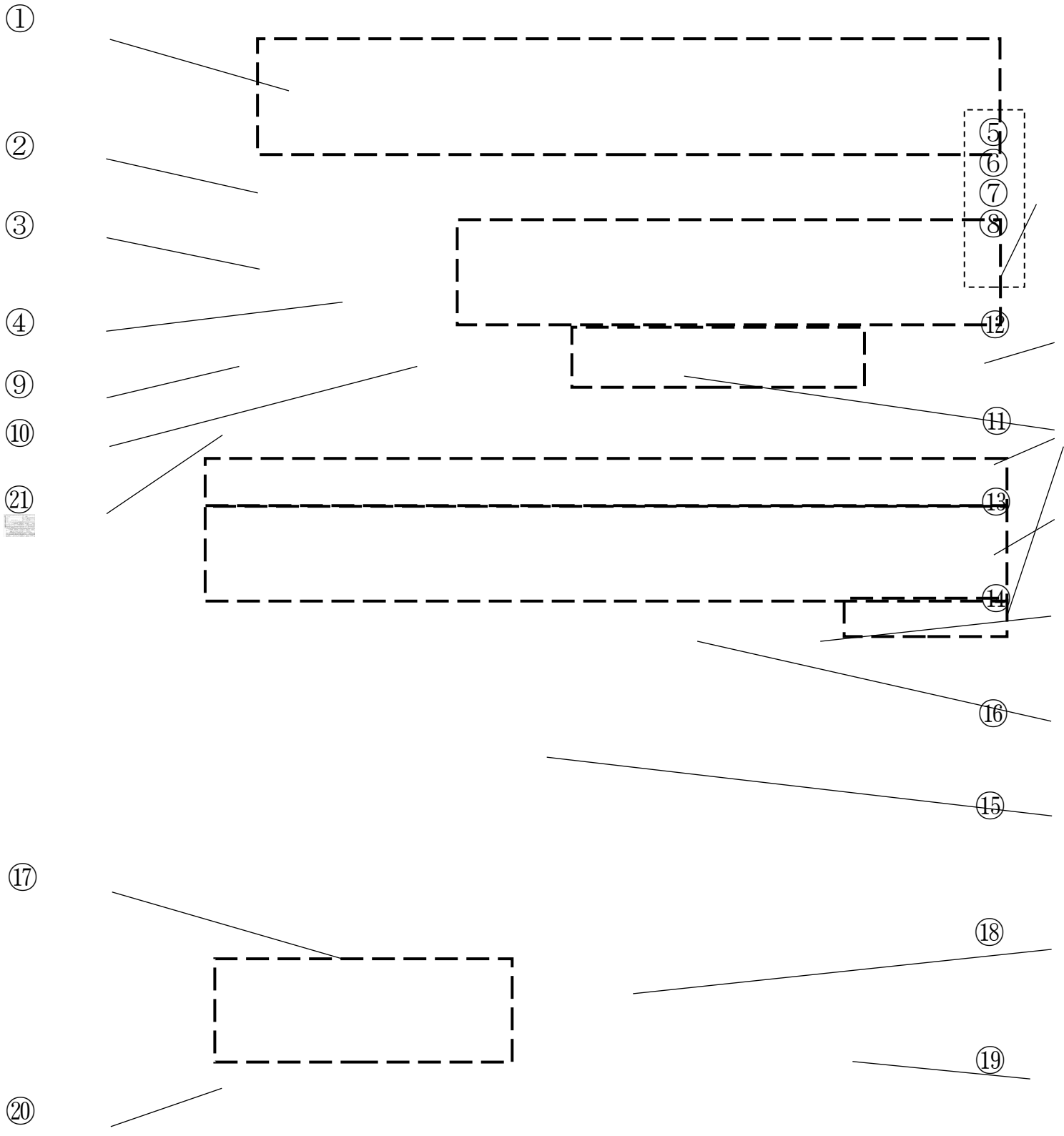
提出先
〒410-2413　伊豆市小立野 38 番地の２
伊豆市役所　市民部税務課　市民税スタッフ　℡0558-72-9851（直通）

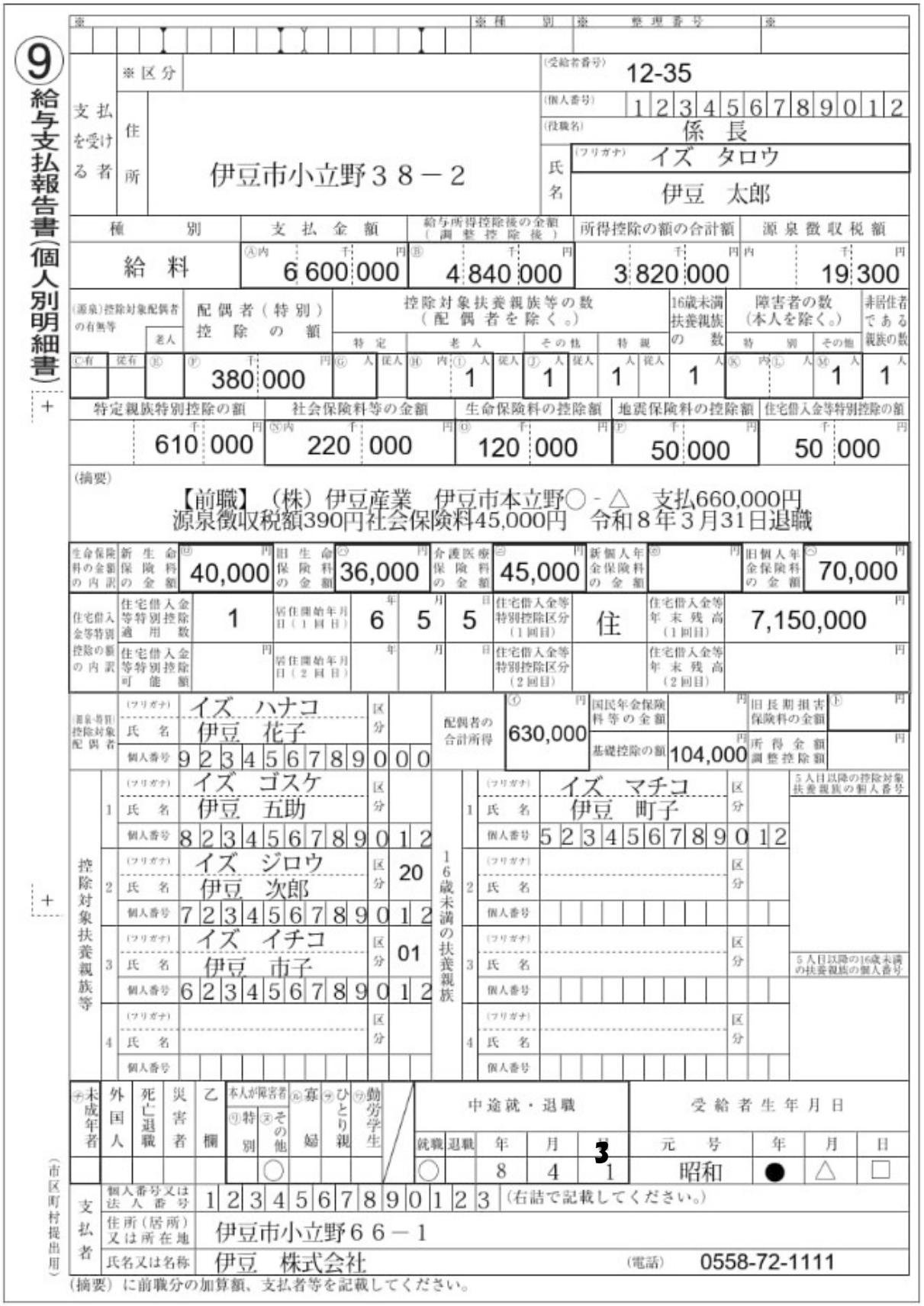
各　記　入　例

『給与支払報告書（個人明細書）』の記入例

（例）給与支払額 6,600,000 円の内、前職分 660,000 円

控除対象配偶者　花子（給与収入 1,370,000 円）
扶養親族　子３人（次郎 20 歳　給与収入 1,640,000 円）（市子　17 歳　非居住者）（町子　15 歳）、
　　父（五助　76 歳　別居）
社会保険料 220,000 円、前職分が 45,000 円　　生命保険料控除 120,000 円
住宅借入金等特別控除可能額 50,000 円　　妻　配偶者特別控除　380,000 円





『総括表』の記入例

8 1 12

1 2345 678 9012 3

小売業

⑨

給与支払報告書（総括表）

指定番号
12345678

令和９年　　月　　日提出

給与の支払期間	令和　　年　　月分から　　月分まで			
給与支払者の個人番号又は法人番号				（個人番号は右詰で記載してください。）
フリガナ	イズ　カブシキガイシャ	事業種目		
給与支払者の氏名又は名称	伊豆　株式会社	受給者総人員	20	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同　上	報告人員 特別徴収対象者	5	人
		普通徴収対象者（退職者）	1	人
フリガナ	イズシコダチ/	普通徴収対象者（退職者を除く）	3	人
同上の所在地	〒	報告人員の合計	9	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役　　市民　税夫	所轄税務署名	税務署	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課　　係 氏名 （電話　　）	給与の支払方法及びその期日		
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 （電話　　）	納入書の送付	必要・不要	

（市町村提出用）

個人別明細書１枚に総括表を添えて提出してください。　　提出期限　令和９年２月１日

伊豆市の特別徴収義務者指定番号が附番されているのでご確認ください。

伊豆市在住に関係なく、令和８年中に給与の支払のあった従業員の総数を記入してください。

伊豆市への報告人数と合計を記入してください。

どちらかに○を記入してください。

給与支払報告書の内容について確認ができる担当者等の連絡先等を記入してください。

『切替理由書』の記入例

※本書記載の理由（普Ａ～普Ｆ）以外での普通徴収への切替は認められませんのでご了承ください。

個人住民税の普通徴収への切替理由書

伊豆 市・町長　あて

指定番号 12345678　　事業所名 伊豆　株式会社

普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	切替理由（下記6項目以外の理由は不可）	人数
普A	総受給者数（専従者・乙欄・退職者を除いた合計）が2名以下	1 人
普B	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者	2 人
普C	給与が少なく税額が引ききれない（住民税非課税の場合など）	人
普D	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	1 人
普E	普通徴収として扱う事業専従者（個人事業主のみ該当）	4 人
普F	退職者・退職予定者（5月末日まで）	人
普通徴収合計人数		人

～重要～
普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号（普Ａ・普Ｂ等）を記入してください。ただし、乙欄該当者と退職者（予定者含む）は所定の欄にその旨の記入があれば省略可。なお、記入がない場合、特別徴収での取り扱いとなりますので、ご了承ください。

切替理由書

伊豆市の特別徴収義務者普通徴収とする場合は、指定番号（総括表の上部に印字）を記入してください。

略号を給与支払報告書摘要欄へご記入ください。

普通徴収とした各事由に人数を記入してください。総括表で普通徴収とした合計人数と一致させてください。

給与支払報告書（個人明細書）記入について

令和８年分　記入方法の変更点

令和８年度税制改正により、所得税の「基礎控除」「給与所得控除」「扶養親族等の所得要件」に関する見直しが行なわれました。また、令和７年度税制改正（８年分より施行）により、生命保険控除についても変更しました。詳しくは、国税庁が作成する『令和８年分の年末調整のしかた』をご確認ください。

給与支払報告書（個人明細）の記入例に付した番号と照らし合せて、ご確認ください。各事項の詳細については国税庁が作成する『令和８年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』をご覧ください。

記　載　欄　名	記　載　す　べ　き　事　項
① 支払を受ける者	受給者の住所(令和９年１月１日現在の住民登録地)又は居所・氏名（フリガナ）・個人番号を正確に記入してください。
② 種別	給料、賞与等のように種別を記入してください。専従者給与を受けている場合は、必ず『専給』と記入してください。
③ （源泉）控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者がいる場合にはⒸ欄に『○』を記入してください。控除しない場合には何も記入しません。年末調整を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに『○』と記入します。 控除対象配偶者が、老人控除対象配偶者である場合にⒺ欄に『○』を記入してください。
④ 配偶者（特別）控除の額	配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。
⑤ 控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く）	特定扶養親族の数をⒼ欄に記入してください。 老人扶養親族の数を①欄に記入し、その内、同居している人数をⒽ欄に記入してください。 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、人数をⒿ欄に記入してください。 特定親族の人数を特親欄に記入してください。
⑥ 16歳未満扶養親族の数	扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の数を記入してください。
⑦ 障害者の数（本人を除く）	同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合には、その人数をⓁ欄に記入し、その内、同居を常としている人数をⓀ欄に記入してください。 特別障害以外の障害者の人数をⓂ欄に記入してください。
⑧ 非居住者である親族の数	控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族及び特定親族の内に非居住者がいる場合は、その人数を記入してください。
⑨ 特定親族特別控除の額	「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除額を記載してください。
⑩ 社会保険料等の金額	社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額をⓃ欄に記入してください。なお、小規模企業共済等の掛金額は内書にも記入してください。
⑪ 生命保険料控除額 地震保険料の控除額	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれⓄ、Ⓟ欄に記入してください。生命保険料控除や地震保険料の控除額の計算元となる各種内訳を㋐、㋑、㋒、㋓、㋔、㋕欄に必ず記入してください。
⑫ 住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除として適用した額を記入してください（住宅借入金等特別控除前の所得税額が上限です）。
⑬ 住宅借入金等特別控除の額の内訳	【住宅借入金等特別控除適用数】欄 当該控除の適用数を記入してください。 【居住開始年月日（１回目、２回目）】欄 居住開始年月日を和暦で記入してください。 【住宅借入金等特別控除可能額】欄 年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。 【住宅借入金等特別控除区分】欄 適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分（住・住（特家）・認・認（特家）・増・震・震（特家））を記入してください。また、該当住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合に『（特）』、特別特定取得に該

<table>
<tr><td>⑬ 借入金等特別控除の額の内訳（つづき）</td><td>当する
場合は『（特特）』、特例特別特例取得に該当する場合は『（特特特）』と併記してください。
【住宅借入金等年末残高（１回目、２回目）】欄
年末調整の際に２以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合にはその住宅の取得等ごとに住宅借入金等年末残高を記入してください。</td></tr>
<tr><td>⑭ 基礎控除の額</td><td>基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。</td></tr>
<tr><td>⑮ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族、特定親族、16歳未満の扶養親族</td><td>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除対象親族及び特定親族の氏名（フリガナ）及び個人番号を記入してください。
なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者が非居住である場合には、区分の欄に『○』を記入してください。
また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記入してください。
<table>
<tr><th>控除対象扶養親族の区分</th><th>記入方法</th></tr>
<tr><td>居住者</td><td>空欄</td></tr>
<tr><td>非居住者※１（30歳未満又は70歳以上）</td><td>01</td></tr>
<tr><td>非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※２）</td><td>02</td></tr>
<tr><td>非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）</td><td>03</td></tr>
<tr><td>非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※３）</td><td>04</td></tr>
</table>
※１　非居住者とは、国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続いて１年以上国内に居所を有しない方です。
※２　留学生とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方です。
※３　扶養控除の適用を受けようとする居住者から令和８年中に生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている方です。
また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記入してください。
<table>
<tr><th>特定親族特別控除の額</th><th>区分（特定親族が居住者）</th><th>区分（特定親族が非居住者）</th><th>合計所得金額</th></tr>
<tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>62万円超　85万円以下</td></tr>
<tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超　90万円以下</td></tr>
<tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超　95万円以下</td></tr>
<tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超　100万円以下</td></tr>
<tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超　105万円以下</td></tr>
<tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超　110万円以下</td></tr>
<tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超　115万円以下</td></tr>
<tr><td>6万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超　120万円以下</td></tr>
<tr><td>3万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超　123万円以下</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑯ 配偶者の合計所得</td><td>配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和８年中の配偶者の合計所得金額を㋑欄に記入してください。</td></tr>
<tr><td>⑰ 未成年から勤労学生までの各欄</td><td>各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に『○』を記入してください。</td></tr>
<tr><td>⑱ 途中就・退職</td><td>年の途中で就職や退職（死亡退職を含みます。）した方については、中就職・退職欄の該当欄に『○』を記入し、その年月日を記入してください。</td></tr>
<tr><td>⑲ 受給者生年月日</td><td>受給者の生年月日を和暦で記入してください。</td></tr>
<tr><td>⑳ 支払者</td><td>給与等の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及び個人番号又は法人番号を記入してください。</td></tr>
<tr><td>㉑ 摘要欄</td><td>(1)控除対象扶養親族及び特定親族又16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合は、氏名を記入します。氏名の後に（年少の場合は『（年少）』、非居住の場合は『（区分』、特定親族『（区分）』を記載してください。この場</td></tr>
</table>

㉑　摘要欄（つづき）	合、備考欄に記載する個人番号との対応関係が分かるように氏名の前に括弧書きの数字を付してください。 (2)年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、『他の支払者の氏名又は名称、所在地又は住所（居所）、他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計、給与等から控除した社会保険料の金額』を記入してください。 (3)租税条約に基き、源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については免除対象額及び該当条項『〇条約〇条該当』と記入してください。 (4)普通徴収とする場合は、切替理由書の略号（Ａ～Ｆ）を記入してください（乙欄又は退職の記入があれば略号は不要）。 (5)退職予定者は、『令和９年〇月×日退職予定』と退職予定日を記入 (6)所得金額調整控除が適用される場合は、該当する要件に応じて、次の通り記入してください。

要件	記入方法
同一生計配偶者が特別障害	例）伊豆　花子（同配・特障）
扶養親族が特別障害	例）伊豆　花子（特障）
扶養親族が年齢23歳未満	例）伊豆　一郎（調整）

※本人が特別障害者の場合は⑰本人が障害者欄に『〇』を付してください。

令和８年税制改正の概要

▼基礎控除について

合計所得金額（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額）		基礎控除額（改正された範囲）			
		改正後（注１）		改正前（注１）	
		令和８・９年分	令和 10 年分以後	令和８年分	令和９年分以後
	132 万円以下（206 万円以下）	104 万円（注２）	99 万円（注２）	95 万円（注２）	
132 万円超（206 万円超）	336 万円以下（475 万 1,999 円以下）		62 万円	88 万円（注２）	58 万円
336 万円超（475 万 1,999 円超）	489 万円以下（665 万 5,556 円以下）			68 万円（注２）	
489 万円超（665 万 5,556 円超）	655 万円以下（850 万円以下）	67 万円（注２）		63 万円（注２）	
655 万円超（850 万円超）	2,350 万円以下（2,545 万円以下）	62 万円		58 万円	

（「令和８年分の年末調整のしかた」より引用）

（注）１　改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の２の規定による加算額を加算した額となります。

（注）２　62万円にそれぞれ42万円、５万円、37万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者について適用があります。

▼給与所得控除について

給与等の収入金額		給与所得控除額（改正された範囲）		
		改正後		改正前
		令和８・９年分	令和 10 年分以後	
190 万円以下		74 万円（注１）	その収入金額×30％＋８万円（69 万円未満となる場合は、69 万円）	65 万円
190 万円超	220 万円以下			その収入金額×30％＋８万円

（注）給与の収入金額220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

（「令和８年分の年末調整のしかた」より引用）

※他の改正点については、『令和８年分の年末調整のしかた』及び『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成

と提出の手引き』等をご参照ください。
　また、税制改正の詳しい概要などについて、詳しくは国税庁ホームページの令和８年度税制改正による所得税の基礎控除等の見直しについて」をご参照ください。